

手続名
公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認

手続説明

・概要
入居当初の同居親族については、入居申込の際、同居の適否を判断されますが、その後同居する者については承認を得ることが必要です。

・要件
次のいずれかに該当する場合には、原則として承認できません。
①同居承認をすることによって、当該世帯の収入が入居収入基準（月額）を上回る場合。※一般世帯158,000円、裁量世帯214,000円
②入居者が、不正入居、家賃の滞納、毀損、保管義務違反、暴力団員、等に該当している場合。

※入居者が病気にかかっていることなど特別の事情が存在する場合には、上記に該当する場合でも承認することができます。特別の事情としては、病気の他に婚姻や養子縁組、同居者が病気にかかっていることにより同居の必要があることなどです。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
・市営住宅同居承認申請書
・個人番号届出書
・障害者手帳等の写し
※世帯の状況によりその他の書類を提出していただくことがあります。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shiei_kenei_jutaku/shiei-kenei.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし